

福岡県公報

平成29年10月10日
第3933号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙長及びその職務代理者の選任 (市町村支援課) …………… 3
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会長及びその職務代理者の選任 (市町村支援課) …………… 3
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙長及び衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会長の事務を取り扱う場所 (市町村支援課) …………… 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日 (市町村支援課) …………… 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙会を開催すべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (市町村支援課) …………… 4
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 5
- 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 5
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会を開催すべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 5
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時並びに他の放送事業者

- において録音し又は録画した物等を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序 (市町村支援課) …………… 5
- 衆議院比例代表選出議員選挙に係る開票区の分設 (市町村支援課) …………… 5
- 最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会長及びその職務代理者の選任 (市町村支援課) …………… 6
- 最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会を開催すべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 6
- 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票の順序 (市町村支援課) …………… 6
- 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における繰上投票を行う地域及び期日 (市町村支援課) …………… 6

選挙長

- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 7
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 7
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時 (市町村支援課) …………… 7
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が

- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時
(市町村支援課) ……………10
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時
(市町村支援課) ……………10
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時
(市町村支援課) ……………10
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時
(市町村支援課) ……………10
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時
(市町村支援課) ……………11
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時
(市町村支援課) ……………11

選挙分会長

- 衆議院比例代表選出議員選挙において、福岡県選挙分会の選挙立会人となるべき者として名簿届出政党等から届出のあった者が10人を超えるときのくじを行うべき場所及び日時
(市町村支援課) ……………11

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第97号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
福岡県第1区	福岡市中央区地行1丁目14番10号	藤井 克巳	糟屋郡粕屋町大字袖須59番地1シテイライフ箱崎17 605号	後藤 和孝
福岡県第2区	福岡市中央区地行1丁目14番10号	藤井 克巳	糟屋郡粕屋町大字袖須59番地1シテイライフ箱崎17 605号	後藤 和孝
福岡県第3区	田川郡福智町赤池551番地25	日野喜美男	糟屋郡粕屋町大字大隈52番地1チュリス門松 604号	松木 孝史
福岡県第4区	田川郡福智町赤池551番地25	日野喜美男	糟屋郡粕屋町大字大隈52番地1チュリス門松 604号	松木 孝史
福岡県第5区	田川郡福智町赤池551番地25	日野喜美男	糟屋郡粕屋町大字大隈52番地1チュリス門松 604号	松木 孝史
福岡県第6区	飯塚市潤野8番地65	吉柳 順一	福岡市中央区薬院3丁目11番40-801号	杉野 哲裕
福岡県第7区	飯塚市潤野8番地65	吉柳 順一	福岡市中央区薬院3丁目11番40-801号	杉野 哲裕
福岡県第8区	飯塚市潤野8番地65	吉柳 順一	福岡市中央区薬院3丁目11番40-801号	杉野 哲裕
福岡県第9区	北九州市八幡西区鉄王1丁目10番72号	野田 栄市	福岡市西区内浜1丁目6番6-401号	久芳 広規
福岡県第10区	北九州市八幡西区鉄王1丁目10番72号	野田 栄市	福岡市西区内浜1丁目6番6-401号	久芳 広規
福岡県第11区	北九州市八幡西区鉄王1丁目10番72号	野田 栄市	福岡市西区内浜1丁目6番6-401号	久芳 広規

福岡県選挙管理委員会告示第98号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会長及び福岡県選挙分会長に事故があり、又は福岡県選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

福岡県選挙分会長		福岡県選挙分会長職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
福岡市中央区地行1丁目14番10号	藤井 克巳	糟屋郡粕屋町大字柚須59番地1シティライフ箱崎17605号	後藤 和孝

福岡県選挙管理委員会告示第99号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の福岡県各選挙区の選挙長及び衆議院比例代表選出議員選挙の福岡県選挙分会長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

福岡県各選挙区の選挙長及び福岡県選挙分会長の事務を取り扱う場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室

ただし、平成29年10月10日午前8時30分から午前11時までの衆議院小選挙区選出議員選挙の福岡県各選挙区の選挙長の事務を取り扱う場所は

福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 レガロホール

福岡県選挙管理委員会告示第100号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

公職の候補者の立候補の届出があった日

福岡県選挙管理委員会告示第101号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における福岡県各選挙区の選挙会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区	場 所	日 時
福岡県第1区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 カトレア	平成29年10月25日 午前10時
福岡県第2区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 カトレア	平成29年10月25日 午前11時
福岡県第3区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 ローズルーム	平成29年10月25日 午前10時
福岡県第4区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 ローズルーム	平成29年10月25日 午前11時
福岡県第5区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 ローズルーム	平成29年10月25日 午後1時
福岡県第6区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 ローズルーム	平成29年10月25日 午前10時
福岡県第7区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 ローズルーム	平成29年10月25日 午前11時
福岡県第8区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 ローズルーム	平成29年10月25日 午後1時
福岡県第9区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 ローズルーム	平成29年10月25日 午前10時
福岡県第10区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 ローズルーム	平成29年10月25日 午前11時
福岡県第11区	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 ローズルーム	平成29年10月25日 午後1時

福岡県選挙管理委員会告示第102号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者1人につき支出することのできる選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
福岡県第1区	25,625,800円
福岡県第2区	25,621,100円
福岡県第3区	25,651,300円
福岡県第4区	24,539,500円
福岡県第5区	25,899,300円
福岡県第6区	24,797,900円
福岡県第7区	23,630,600円
福岡県第8区	24,537,300円
福岡県第9区	24,957,100円
福岡県第10区	25,315,800円
福岡県第11区	23,098,400円

福岡県選挙管理委員会告示第103号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月11日 午後6時

福岡県選挙管理委員会告示第104号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月10日 午後7時

福岡県選挙管理委員会告示第105号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福岡県選挙分会を開催すべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 カトレア	平成29年10月25日 午後1時

福岡県選挙管理委員会告示第106号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。ただし、すべての候補者届出政党の政見放送につき他の放送事業者において録音し若しくは録画した物又は候補者届出政党が録音し若しくは録画した政見で他の放送事業者に提出された物を使用して放送する放送事業者における政見放送の順序については、当該他の放送事業者において行われる政見放送の順序によるものとした。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月10日午後7時から行う衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじの後、引き続き行う。

福岡県選挙管理委員会告示第107号

衆議院小選挙区選出議員選挙（公職選挙法（昭和25年法律第100号）別表第1に規定

する福岡県第2区、福岡県第3区又は福岡県第5区のいずれかの選挙区においてのみ行われる同法第109条に基づく再選挙又は同法第113条第1項に基づく補欠選挙を除く。)と同日に行われる衆議院比例代表選出議員選挙(衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙と同日に行われる選挙を除く。)について、公職選挙法第18条第2項の規定により次のとおり開票区を設けた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

市区町村名	開票区	区 域
福岡市南区	南区第1開票区	福岡市南区の区域のうち、公職選挙法別表第一に規定する福岡県第2区に属する区域
	南区第2開票区	福岡市南区の区域のうち、公職選挙法別表第一に規定する福岡県第5区に属する区域
福岡市城南区	城南区第1開票区	福岡市城南区の区域のうち、公職選挙法別表第一に規定する福岡県第2区に属する区域
	城南区第2開票区	福岡市城南区の区域のうち、公職選挙法別表第一に規定する福岡県第3区に属する区域

福岡県選挙管理委員会告示第108号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会長及び福岡県審査分会長に事故があり、又は福岡県審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

福岡県審査分会長		福岡県審査分会長職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
福岡市中央区地行1丁目14番10号	藤井 克巳	糟屋郡粕屋町大字袖須59番地1シテイライフ箱崎17605号	後藤 和孝

福岡県選挙管理委員会告示第109号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福岡県審査分会を開催す

べき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

場 所	日 時
福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 カトレア	平成29年10月25日 午後2時

福岡県選挙管理委員会告示第110号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票の順序を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

- 1 衆議院議員総選挙の投票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙の投票
 - (2) 衆議院比例代表選出議員選挙の投票
- 2 開票の順序は、同時に行う場合を除き、次のとおりとする。
 - (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙の開票
 - (2) 衆議院比例代表選出議員選挙の開票
 - (3) 最高裁判所裁判官国民審査の開票

福岡県選挙管理委員会告示第111号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、繰上投票を行う地域及び期日を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

繰上投票を行う地域	繰上投票を行う期日
北九州市小倉北区第14投票区(藍島)	平成29年10月20日
宗像市大島投票区(大島)	平成29年10月20日
宗像市地島投票区(地島)	平成29年10月20日

糟屋郡新宮町第6投票区（相島）

平成29年10月20日

選 挙 長

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区選挙長 藤 井 克 巳

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区選挙長 藤 井 克 巳

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区において、選挙会

の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長 日 野 喜美男

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区選挙長 日 野 喜美男

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区選挙長 日野喜美男

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区選挙長 吉柳順一

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区選挙長 吉柳順一

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区選挙長 吉柳順一

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区選挙長 野田栄市

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定め

た。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区選挙長 野田 栄 市

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区選挙長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区において、選挙会の選挙立会人となるべき者として候補者届出政党若しくは候補者から届出のあった者が10人を超えるととき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区選挙長 野田 栄 市

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第1区選挙長 藤 井 克 巳

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第2区選挙長 藤 井 克 巳

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区選挙長 日 野 喜美男

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第4区選挙長 日野喜美男

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第5区選挙長 日野喜美男

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第6区選挙長 吉柳順一

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区において、選挙会

の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第7区選挙長 吉柳順一

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第8区選挙長 吉柳順一

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第9区選挙長 野田栄市

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第10区選挙長 野田 栄 市

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区選挙長告示第2号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第11区選挙長 野田 栄 市

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月21日 午後6時

選挙分会長

衆議院比例代表選出議員選挙福岡県選挙分会長告示第1号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、福岡県選挙分会の選

挙立会人となるべき者として名簿届出政党等から届出のあった者が10人を超えるときのくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

衆議院比例代表選出議員選挙福岡県選挙分会長 藤 井 克 巳

場 所	日 時
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県選挙管理委員会室	平成29年10月19日 午後6時